

会報



下関市商工会 TEL 083-772-0625
〒759-6311 下関市豊浦町大字吉永1861-1

第 3 2 号

発行日
令和2年6月17日

5月25日通常総代会が開催されました。

尚、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面決議による方法で実施しました。上程された議案（別添総代会資料）は、全て原案のとおり承認可決されました。

経営・技術強化支援事業のご案内 エキスパートバンク事業

あなたの事業所へ経営の専門家（エキスパート）を派遣します。

経営・技術強化支援事業（通称エキスパートバンク事業）は、商工会員の経営に関するあらゆる問題に対して、専門知識や技能等の経験者である専門家（エキスパート）を会員の要請に応じて直接事業所に派遣し、具体的・実践的な指導助言により問題解決を図る制度です。本事業は国の小規模事業者に対する支援制度であり、多くの商工会員に活用されています。

エキスパートバンク事業の特色

- 1 安心して利用いただける県の支援制度です。
- 2 アナタの身近な技術アドバイザーとしてお気軽に利用できます。
- 3 多種にわたる幅広いエキスパートがラインナップしています。
- 4 商工会員ならどなたでもご利用いただけます。
- 5 当エキスパートバンクの登録者は厳選された経験豊富な専門家です。
- 6 利用企業の秘密は厳守いたします。
- 7 利用当たり1万円と旅費の1/3の負担。

☆例えばこんな時にご利用ください

- | | | |
|--|------|---|
| | 法 務 | 工業所有権を取りたい。商取り引きをめぐるトラブルを解決したい。 |
| | 税 務 | 節税の方法や正しい税の納め方を知りたい。法人化を考えているが・ |
| | 経 営 | 経営分析、経営戦略、経営計画、経営方針や経営に関するアドバイスが欲しい。 |
| | 財 務 | 就業規則・服務規程・退職金規程等作成したい・・・ |
| | 労 務 | 従業員教育により職場改善を図りたい。ビジネスマナー接客電話対応 |
| | 教 育 | パソコンやインターネットを活用したい。コンピュータ導入やソフトを見直し、事務を合理化したい。ネットワーク関係を充実させたい |
| | パソコン | 販売促進 |
| | 事業展開 | 新商品開発や販売促進をしたい・・・ |
| | 店舗 | 商品戦略の考え方、企画・提案、市場とのマッチングの指導を受けたい。 |
| | 設備 | 店舗をリニューアルしたい。 |
| | 商品 | 魅力ある売場レイアウト陳列の仕方は？ |
| | サービス | 新商品開発・新サービスを開発したい・・・ |
| | デザイン | チラシ・DM・POP広告・商品デザインの実務指導を受けたい。 |
| | 公 告 | 生産技術の向上、生産性を高めたい。ISO認証取得したい・・・ |
| | 生 産 | |
| | 技 術 | |
| | その他 | その他経営に関する、こんなことしたい・・・ |



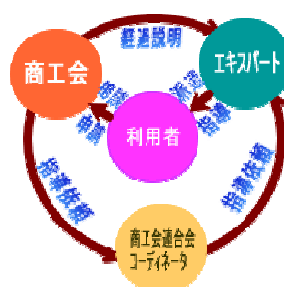
目 次

■ 総代会の報告	1
■ 経営・技術強化支援事業 ご案内	
■ 労働保険のお知らせ	2
■ 小規模企業共済について	

お知らせ

- ◆ 今後も会報で実施事業の周知、および各種改正等のお知らせをします。
- ◆ 年間に2回の発行を予定しています。

エキスパートバンクのしくみ



労働保険のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）について令和2年8月31日まで延長されます。

労働保険料		3 回 分 割		
		第1期（全期）	第2期	第3期
納期限	個別事業	8月31日	11月2日	翌年2月1日
	事務組合		11月16日	翌年2月15日

※個別事業の方は、概算保険料の額が40万円（労災又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみ成立している事業については20万円）を超える場合に延納（3回分割）ができます。

事務組合へ委託の事業所は、額の多少にかかわらず延納ができます。

— 雇用保険料率表（令和2年4月1日現在） —

事業の種類	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産 清酒製造の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000



■小規模企業共済について

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です！

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済

小規模共済

検索

TEL 050-5541-7171（共済相談室）

Be a Great Small.
中小機構

Page 2